

《 目 次 》

1. 【お知らせ】 3月は価格交渉促進月間です！
2. 【案内】 茨城県災害対策融資（令和5年大雨及び台風2号・台風13号災害特例）は
令和6年3月31日融資実行分をもって終了します。

◆◆◆◆◆
1. 【お知らせ】 3月は価格交渉促進月間です！

物価上昇が続く中で経済の好循環を実現するためには、原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることが必要です。

「価格交渉促進月間」では、これらのコストが適切に価格転嫁できるよう、発注側企業と受注側企業の間での価格交渉及び価格転嫁を促進します。

経済産業省では、以下の取組を実施しています。

1. 発注側企業への価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応要請
2. フォローアップ調査（受注側中小企業への状況調査）の実施
3. フォローアップ調査結果の公表や「指導・助言」の実施
4. 講習・研修・相談等
5. 発注側企業への周知

詳細は以下 HP をご確認ください。

<経済産業省（中小企業庁）HP>

・価格交渉促進月間について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

各事業者の皆様にも、政府が推進している「パートナーシップ構築宣言」への登録にご協力をお願いします。

<https://www.biz-partnership.jp/>

また、価格転嫁の申し入れをした際の正当な理由のない拒否等、お困りのことがある場合は、いばらき中小企業グローバル推進機構内に設置されている下請けかけこみ寺（0120-418-618）、商工会、商工会議所等にご相談ください。

【問合せ先】

県産業戦略部 中小企業課 経営支援室

TEL：029-301-3550

◆◆◆◆◆
2. 【案内】 茨城県災害対策融資（令和5年大雨及び台風2号・台風13号災害特例）は
令和6年3月31日融資実行分をもって終了します。

県では、以下の災害に対し、茨城県災害対策融資の特例を定め、経営の安定に必要な資金を融資しておりますが、取扱期間は令和6年3月31日融資実行分をもって終了となります。

- ・令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に伴う災害（6月）
- ・令和5年台風第13号に伴う災害（9月）

つきましては、利用を希望されている中小企業者におかれましては、期限までに融資実行されるよう、金融機関へのご相談や市町村、商工会等への申請手続き等について、お早めにご対応願います。

併せて、金融機関や市町村、商工会等の関係各位におかれましては、利用をご希望される中小企業者が遺漏なく利用できるよう周知を図って頂く等、特段の御配慮方よろしく願います。

（取扱期間）令和6年3月31日融資実行分まで

